

《従前の技術基本計画の主要な問題点》

- 技術研究開発のみに焦点を当てており、技術研究開発による社会的な効果が不明確
- 部局間の連携が不足

《改善のポイント》

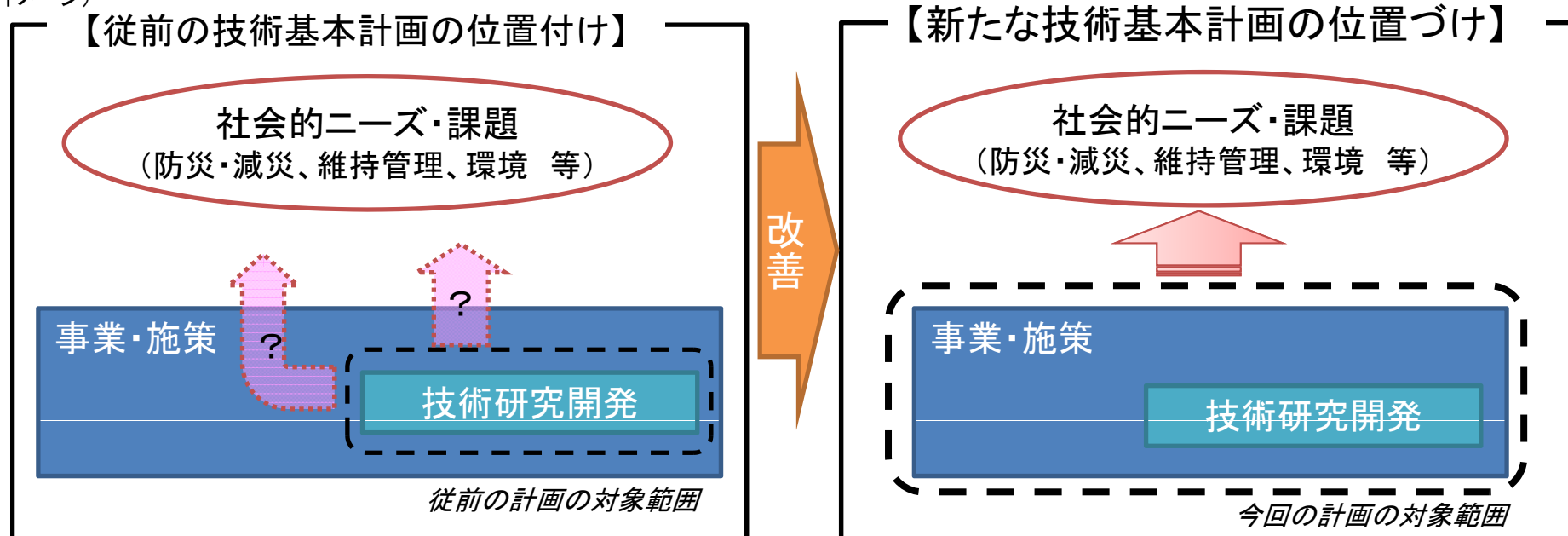
○ 事業・施策と一体となった技術研究開発の推進

(「社会資本整備重点計画 第4章 6. 効果的・効率的な社会資本整備のための技術研究開発の推進」において、「持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現するため、技術研究開発の成果を活用し、社会資本整備を効果的かつ効率的に進める必要がある。」等が定められている)

○ 異なる事業間が連携し、相乗効果をはかる

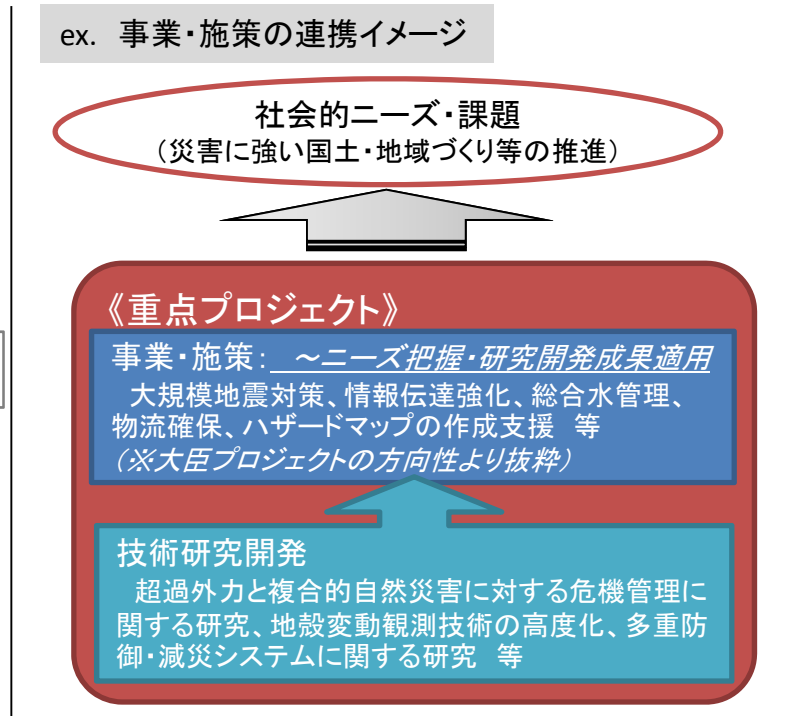
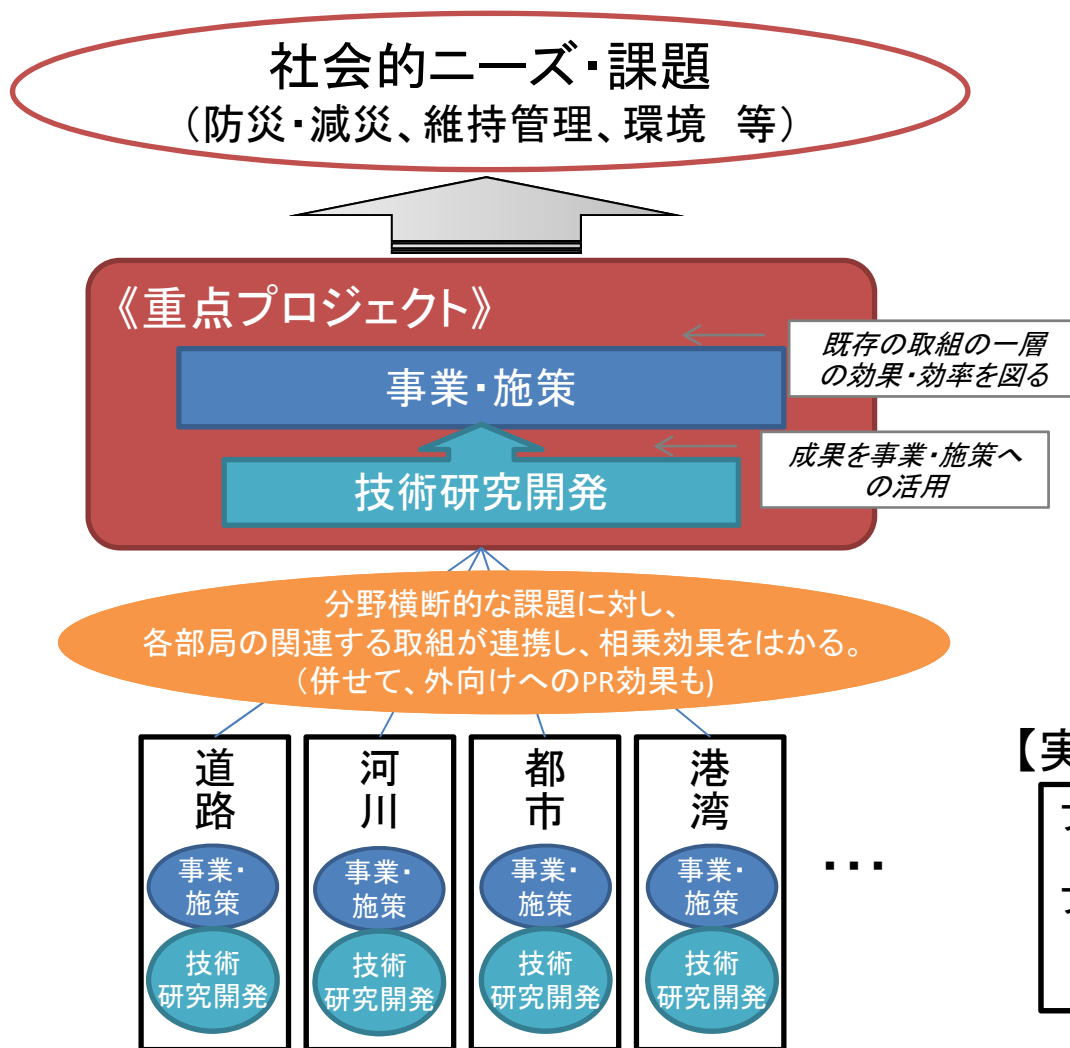
→ 技術研究開発の推進において、社会的ニーズと照らし合わせ特に優先度の高い政策課題の解決に向け、分野横断的な一連の取組を重点プロジェクトとして位置付け、重点的に推進する

(イメージ)



重点プロジェクトの構築方針(案)

- ポイント① 社会的ニーズ(課題)に対し、事業・施策と技術研究開発の一体的な推進
- ポイント② 共通の社会的ニーズに対し、分野横断的に連携し、相乗効果をはかる取組
- ポイント③ 実施体制を構築した上で、具体的実施内容、評価方法等を決定



【実施体制の構築】

- プロジェクトリーダー
 - ☆ 技術総括審議官 または 技術審議官
- プロジェクトチーム
 - ◎ プロジェクトとりまとめ(所管課長級)
 - 事業・施策及び技術研究開発の関係部局

○国土交通省技術基本計画 『7つの重点プロジェクト』 実施体制（案）

プロジェクト名	プロジェクト内容	プロジェクトリーダー	省内の実施体制	
			プロジェクトチーム	
			とりまとめ：所管課長級	関係部局（案）
		・プロジェクト監理 （方向性・進め方） ◎：正 ○：副	・プロジェクトのとりまとめ ◎：正 ○：副	プロジェクトに関する事業・施策及び技術研究開発の担当課等
I. 災害に強いレジリエントな国土づくりプロジェクト	東日本大震災及び近年の豪雨災害等を踏まえ、今後、発生が危惧される大規模な地震、津波、風水害などに対する施設整備等のハード対策と警戒避難体制の充実等のソフト対策に関する技術の高度化を図る。さらに、それらの最適な組合せにより総合防災・減災力の向上を図り、災害に強いレジリエントな国土づくりを目指すプロジェクト。	◎技術総括審議官 ◎技術審議官	（所管課） ◎水管理・国土保全局防災課 ○大臣官房技術調査課 ○総合政策局技術政策課	住宅局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、港湾局、国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象庁、海上保安庁、土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所
II. 社会資本維持管理・更新プロジェクト	社会資本の計画的な長寿命化・老朽化対策を進めるため、分野横断的に主な社会資本の実態把握を進め、さらに、これらの実態を踏まえた将来の維持管理・更新費用の推計に取り組むとともに、既存の構造物をより長く有効に活用する観点も含め、社会資本に係る維持管理技術の進歩を総合的に評価し、今後、優先的に高めるべき維持管理技術を民間技術の活用も含めて明確化し、重点的、かつ、分野横断的に技術研究開発を推進するプロジェクト。	◎技術総括審議官 ◎技術審議官	（所管課） ◎大臣官房技術調査課（技術研究開発十全体とりまとめ） ○総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官室（事業・施策総括関係部分） ○大臣官房公共事業調査室	住宅局、水管理・国土保全局、道路局、港湾局、国土技術政策総合研究所、土木研究所、港湾空港技術研究所、建築研究所
III. 安全・安心かつ効率的な交通の実現プロジェクト	陸海空の各モードにおいて、最新のICTや高度な制御技術等を活用し、産学官の連携を図りながら、事故防止・事故の被害軽減、効率的かつ円滑な人流・物流の実現に係る技術研究開発を推進する。また、技術基準や審査手法を整備することによって安全・安心であり、かつ効率的で円滑な交通体系の確立・普及を図る。また、国際的な安全・安心の向上や人流・物流の効率化に向けて、技術基準等ソフトも含めた交通インフラの国際展開、国際基準・国際標準策定への戦略的な貢献を行うプロジェクト。	◎技術総括審議官 ○技術審議官	（所管課） ◎総合政策局技術政策課（プロジェクト全体） ○大臣官房技術調査課	道路局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局、国土技術政策総合研究所、海上保安庁、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所
IV. 海洋フロンティアプロジェクト	海洋国家たる我が国の存立基盤であり、資源の宝庫であり、かつ人類全体のフロンティアである「海洋」に挑戦し、新たな成長産業・市場の創出に向けた海洋の開発・利用・保全を戦略的に推進する。また、海洋に関連する産業の国際競争力・国際プレゼンスの強化に繋がるよう、新しい技術だけでなく既存の技術を含めて組み合わせ・活用する技術研究開発を含む総合的なプロジェクト。	◎技術総括審議官 ○技術審議官	（所管課） ◎総合政策局技術政策課（プロジェクト全体） ○海事局総務課	海事局、港湾局、海上保安庁、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所
V. グリーンイノベーションプロジェクト	エネルギー・資源の安定確保と気候変動問題という重要な課題に対すると同時に、我が国の優れた技術として産業競争力の強化を図るため、再生可能エネルギー開発や省エネ等のエネルギー・資源の有効活用、社会資本のグリーン化、自然共生等の総合的・横断的な政策展開に資する技術研究開発を行い、豊かで活力のある持続可能な成長を実現するエネルギー・環境先進社会を実現するプロジェクト。	◎技術総括審議官 ○技術審議官	（所管課） ◎総合政策局技術政策課（エネルギー関係） ○大臣官房技術調査課（自然共生関係）	水管理・国土保全局、住宅局、自動車局、海事局、港湾局、国土技術政策総合研究所、気象庁、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所
VI. 国土・地球観測基盤情報プロジェクト	国土の基盤情報となる地理空間情報の活用推進に向けて、社会資本等の地域に関する情報など様々な地理空間情報の電子的な整備、更新及び過去の地理空間情報の整備を行い、利用者が必要とする情報を適時にかつ容易に検索・閲覧し、入手・利用できる環境を整備する。また、気象情報や海洋情報等の地球観測情報の信頼性を向上し、これらを活用して環境問題や自然災害から安全に住民を守るための「まちづくり」に貢献するための技術研究開発を推進するプロジェクト。	◎技術総括審議官 ◎技術審議官	（所管課） ◎大臣官房技術調査課 ○国土地理院 ○気象庁	大臣官房技術調査課、国土地理院、気象庁（総合政策局、国土政策局、土地・建設産業局、都市局、水管理・国土保全局、道路局、住宅局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局、北海道局、国土技術政策総合研究所、海上保安庁）
VII. 建設生産システム改善プロジェクト	公共事業の計画から調査・設計・施工・維持管理そして更新に至る一連の過程において、ICTを駆使して、設計・施工・協議・維持管理等に係る各情報の一元化及び業務改善による一層の効果・効率向上を図り、公共事業の品質確保や環境性能の向上、トータルコストの縮減を目指す。とりわけ、建築分野において導入の進むBIM（Building Information Modeling）の要素を建設分野に取り入れたCIM（Construction Information Modeling）の概念を通じ、建設生産システムのプロセスを改善し、施工段階においては、ICTやロボット技術等を活用した情報化施工・無人化施工等の更なる高度化に向け、産学官が連携して技術研究開発を進め、安全性・作業効率・品質の向上を目指す。	◎技術総括審議官 ◎技術審議官	（所管課） ◎大臣官房技術調査課 ○総合政策局公共事業企画調整課	大臣官房技術調査課、総合政策局公共事業企画調整課（官庁営繕部整備課、水管理・国土保全局、道路局、国土技術政策総合研究所、国土地理院、土木研究所）
計画全体とりまとめ： 大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課				

※重点プロジェクトの推進にあたっては、各プロジェクトの内容に心じた「産」や「学」との適切な連携を行いながら、実行するものとする。 3

国土交通省技術基本計画の策定・フォローアップの流れ

平成24年度11月末
～12月上旬

技術基本計画の
策定

- 重点プロジェクトの基本的な内容の決定
- 実施体制の決定

重点プロジェクト関係

平成24年度末
以降、平成28年度まで

技術基本計画に
定められた主要な
事項の実施計画、
フォローアップ方
法の決定

- 重点プロジェクトの具体的な内容の決定
 - ・プロジェクト目標
 - ・実施計画
 - ・フォローアップ方法 等

実施計画等に基づき、
フォローアップを実施
計画全体：年1or2回
(技術部会)

- 重点プロジェクトの実行
- フォローアップ

国土交通省技術基本計画__フォローアップの視点について

第6章 技術基本計画のフォローアップ 《計画本文抜粋》

1. 基本的な考え方

本計画に示した内容について、具体的取組に係る達成目標を明らかにし、その実施状況を把握し、適切に評価を行い、必要な改善を図ることが必要である。

国土交通行政における事業・施策の一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献するとの計画の本来の目的を踏まえ、実施状況として把握すべき事項を整理し、適切な評価を経て、必要な改善を図る。

2. 技術基本計画のフォローアップ

本計画の総合的な取組状況及び主要な取組状況に係るフォローアップについては、計画策定にあたり審議を行った社会資本整備審議会・交通政策審議会 技術部会において、定期的に行うこととする。フォローアップにあたっては、社会情勢や技術動向に基づく技術政策ニーズを適宜把握し、その変化に柔軟に対応するとともに、取り組むべき課題等の内容に不断の検討を加え、必要な見直しを行う。

なお、計画に基づく個別の取組については、計画全体のフォローアップと整合を図りつつ、各部局及び研究機関において必要な評価を行うこととする。また、フォローアップにあたっては、各部局及び研究機関等が実施する進捗状況等に関する自己点検結果等を活用する。

(1) フォローアップ対象の設定

効果的かつ効率的にフォローアップを実施できるよう、今後取り組むべき技術研究開発の分野毎や各重点プロジェクト、国際展開、人材育成等、各章に掲げる事項について、フォローアップを実施する対象を設定する。

(2) フォローアップの実施方針、実施計画の作成

今後取り組むべき技術研究開発や重点プロジェクト等の特徴を踏まえ、計画の総合的な取組、主要な取組及び個別の取組間の整合を図り、実施方針、実施計画を作成する。

(3) フォローアップの実施

作成した実施方針、実施計画に基づき、進捗状況の把握等を行い、目標を達成するために必要な取組を着実に推進する上でボトルネックとなる課題を明らかにするとともに、外部環境の変化を分析して、計画の見直し等の必要性について検討する。

検討の結果、改善が必要と判断される場合には、改善方策を検討する。